



貴社限り

M&Aアドバイザリーサービスについて ～ *Discussion Purpose Only* ～

株式会社CCイノベーション

私たちにはこれまで約800先(*)の課題解決サポートを行ってまいりました。
お客様の様々なニーズにお応えできるよう、創業から事業承継・M&Aまで幅広いコンサルティングメニューを提供させていただきます。

* CCイノベーションの前身である北國銀行コンサルティング部での実績を含む。

経営戦略

- ・経営理念策定
- ・経営計画策定
- ・実行支援

業務効率化

- ・業務プロセスの最適化
- ・各種業務のマニュアル化
- ・クラウド会計ソフトの活用

ICT

- ・効果的なグループウェア導入
- ・ペーパーレス化支援
- ・各種システムの導入

海外ビジネス

- ・海外販路開拓
- ・海外拠点設立支援
- ・貿易手続きに関する助言

創業

- ・創業計画策定
- ・創業後の各種サポート

事業承継・資本戦略

- ・後継者への事業承継計画策定
- ・持ち株会社化、分社化の設計
- ・経営の承継に向けた社内体制の整備

M&A

- ・企業の売却・買収のコーディネート
- ・企業価値算定に関する助言
- ・交渉、契約書作成にかかる支援

ビジネスマッチング

- ・新たな仕入先・販売先の紹介
- ・不動産情報の提供(売買・賃貸)
- ・外注先の紹介

人材育成

- ・各種研修の実施
- ・幹部候補の育成
- ・組織力向上

人事制度

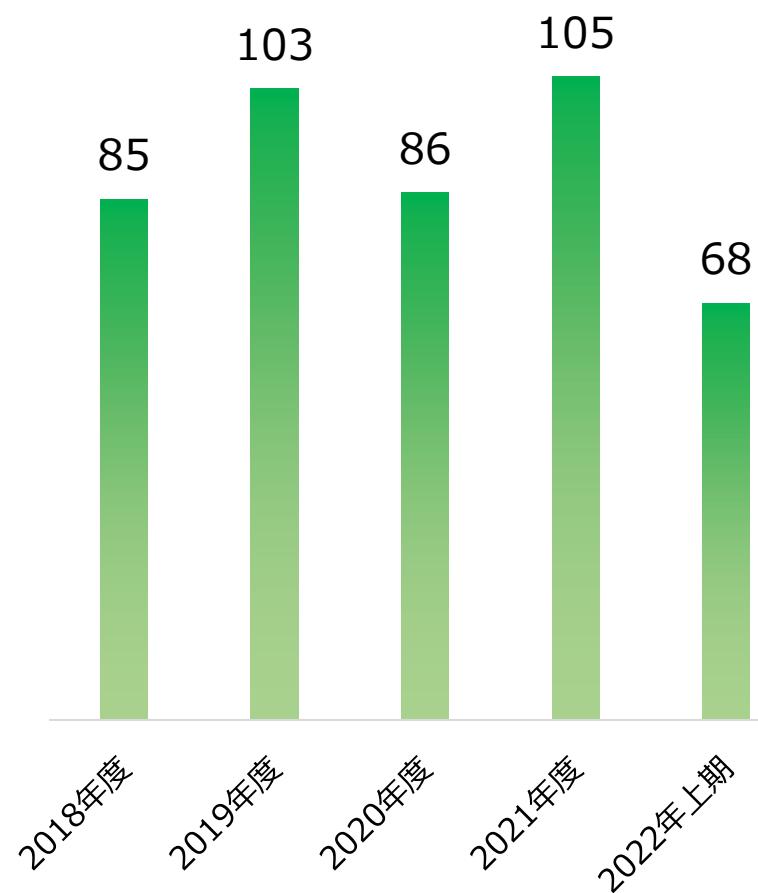
- ・現状の人材分析とるべき
社員像の構築
- ・人事評価制度の策定
- ・賃金制度の設計

人材紹介

- ・最適な人材マッチング
- ・独自のネットワーク
- ・人材定着サポート

医療・介護

- ・医療法人化、医業承継
- ・医療・介護事業の収益向上
計画策定



M&A成約事例

2022年度までの
M&A成約件数(*)
54件

*CCイノベーションの前身である
北國銀行コンサルティング部での
実績を含む

譲渡企業
業種：小売業
売上：10億～30億
従業員数：20名～50名
実施期間：42ヶ月

譲渡企業
業種：サービス業
売上：1億～10億
従業員数：50名～100名
実施期間：12ヶ月

譲渡企業
業種：製造業
売上：1億～10億
従業員数：20名～50名
実施期間：5ヶ月

譲受企業
業種：製造業
売上：10億～30億
従業員数：100名以上
実施期間：5ヶ月

譲渡企業
業種：小売業
売上：1億未満
従業員数：1名～20名
実施期間：12ヶ月

譲受企業
業種：小売業
売上：1億～10億
従業員数：1名～20名
実施期間：10ヶ月

譲渡企業のメリット

- ①後継者問題の解決や先行き不安が解消
 - ・後継人事が決まらない中で、経営を続けるほどつらいことはない
- ②創業者利潤を獲得
 - ・未上場株式を換金できるのは、現実的にはM&Aのみ
 - ・連帯保証や担保は解除できる
- ③企業が存続・発展し、従業員雇用の維持
 - ・経営者としての最後の最大の責務を全うし、従業員へ最高の贈り物をする

譲受企業のメリット

- ①時間を買う
 - ・時間を買うことができるのはM&Aだけ
- ②技術力・販売力等の無形資産を一括して取得
 - ・事業を一から立ち上げることを考えると、営業権をつけて買収してもトータルコストは安い
- ③市場シェアを拡大、売上・利益の増大が可能
 - ・売上・利益の実績があり、買収後の計画等を正確に読める

みんながハッピーに！
Win=Win=Win

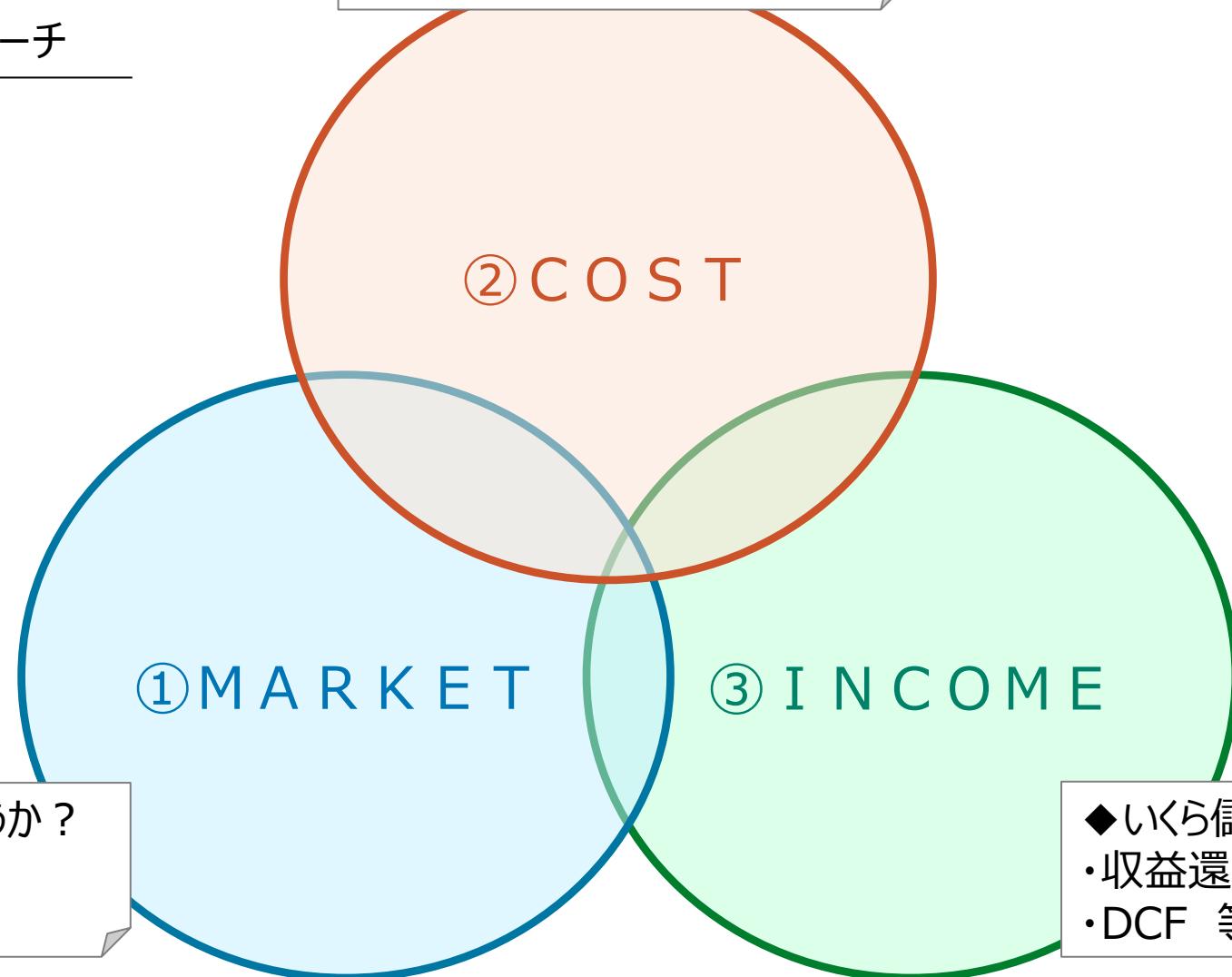
M&Aにおける企業評価について

企業評価アプローチ

CC Innovation / 2021

- ◆相場はどうか？
・類似業種
・PER 等

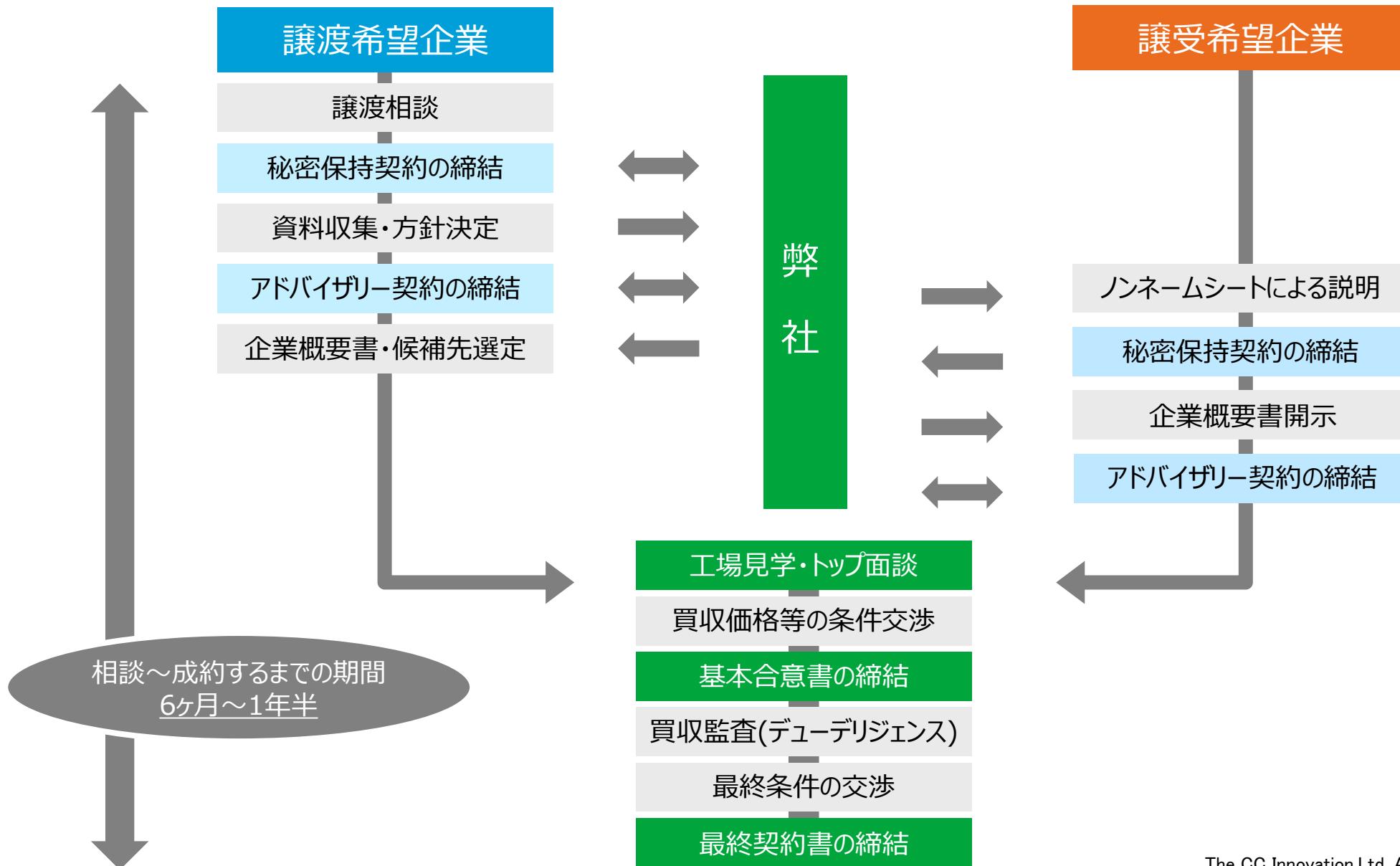
- ◆どのくらいの資産があるか？
・時価純資産 等



- ◆いくら儲かるか？
・収益還元
・DCF 等

M&A手続きの一連の流れ

CC Innovation / 2021



M & Aを進めていく中で、仲介者・アドバイザーが利用される主な意義としては、以下の理由が挙げられます。

- より有利な売買条件の獲得

M & A取引に関する知識・経験を有するアドバイザーを利用することにより、価格交渉・契約条件交渉等において、有利な条件を引き出せます。特に買収・提携交渉においては、相手方がアドバイザーを立ててくるケースが多く、これらに対応する為には経験のあるアドバイザーの起用が非常に有益です。

- 仲介者の存在による当事者間の対立の緩和

「過去の取引関係維持、今後の長期的関係の構築の観点から、交渉ではしこりを残したくない」等の事情から、当事者間のみでは、直接的な交渉がやりづらいといったケースも多く見られます。

- 時間・コストの節約

アドバイザーに案件全体のコーディネーションを任せることにより、弁護士、公認会計士等の専門家のご紹介も含めた、効率的な案件遂行が可能になり、時間・コストの節約につながります。

ご相談の経緯

- 北陸三県で多数企業と取引があり、M&Aのサポート実績も豊富であることから、サポートを依頼しようと考えました。
- M&Aを進めていくにあたり、いろいろな業者に相談しましたが、「機動的なサポートが可能・地元のマッチングに強い・納得できる手数料体系」からCCイノベーションにお願いすることを決めました。
- 後継者不在のため、数年前からM&Aを検討し、自身でも譲受企業を探していましたが良縁に恵まれず、身近な存在である北國銀行を通じてCCイノベーションに相談しました。
- 今後の会社の成長のために必要な投資とその回収期間を考えると、早めの事業承継が必要だと感じおりました。親族に後継者はいませんでしたので、M&Aを決断しました。

お客様の声

- M&Aの経験がない中で、M&Aの進め方について、その都度分かりやすく説明してくれ、相手先との交渉や税理士や司法書士との連携、分散していた株式の集約サポート、不安に思ったことの相談などにもスピード感を持って対応してくれ、M&Aをスムーズに進めることができました。
- お相手探しからM&Aの完了まで、また事業承継・引継ぎ補助金に関しても、サポートいただきました。また、気持ちの面でも、親身にフォローいただきました。
- 条件交渉を担い、不安に思う点もフォローしてくれたので、安心してお話を進めることができました。想定していたよりもスムーズに進み、感謝しています。

アドバイザリーサービスの手数料体系

貴社限り

料金種類	請求時期	算定方法	
業務着手金	案件着手時	譲渡対象企業等の簿価総資産額から算定します。	譲渡対象企業等の簿価総資産額
			3億円以下
			3億円超10億円以下
			10億円超
成功報酬	案件成約時	譲渡対象企業等の時価総資産額（営業権を含む。）に対して、右記の区分ごとの手数料率を乗じて算定した金額の合計額とします。	譲渡対象企業等の時価総資産額（営業権を含む）
			5億円以下の部分
			5億円超10億円以下の部分
			10億円超50億円以下の部分
			50億円超100億円以下の部分
			100億円超の部分

- ※ 上記手数料に対する消費税をご負担いただきます。
- ※ 業務着手金は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。
- ※ 成功報酬の最低金額は1,000万円（税別）とさせていただきます。

貴社限り

WEBサイト



株式会社CCイノベーション
(ccinnovation.co.jp)

当社のコンサルティングについての詳細はこちら

LinkedIn



株式会社CCイノベーション
LinkedIn

コンサルティング事例やセミナー情報を発信中
ぜひフォローよろしくお願ひいたします！

Facebook

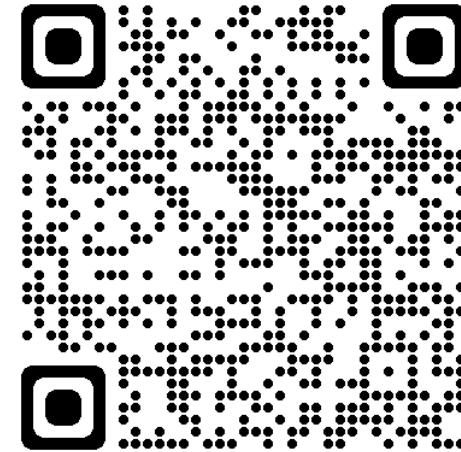


株式会社CCイノベーション
Facebook

CC Innovation

中小M&Aガイドライン遵守宣言

弊社は中小企業庁が創設した「M&A支援機関登録制度」の支援機関に登録されており、同庁の定める「中小M&Aガイドライン」を遵守しております。



遵守宣言の内容はこちらから確認できます

CC Innovation

- 本プレゼンテーション及び本資料の提供により、お客様と株式会社CCイノベーションの間には何ら委任その他の契約関係が発生するものではなく、弊社が、いかなる法的な義務ないし責任を負うものではありません。また、弊社は、本プレゼンテーション及び本資料から生じ得る一切の損害について、その損害が直接、間接、特別、偶然又は必然的などのような種類の損害であるかを問わず、お客様または第三者による申立てまたは要求であるかを問わず、いかなる法律、不法行為、契約、無過失責任に関する理論によるとを問わず、いかなる法的な義務ないし責任を負うものではありません。
- 本資料は、お客様の便宜のため、またお客様内部で検討資料として利用することを目的として、特定の取引が実行可能であるかについて仮定的または予備的に作成されたものであり、その他のいかなる目的に使用されるものではありません。
- 弊社は、仮に上記目的以外の使用に係る損害、損失または紛争が生じた場合においても、お客様ないし第三者に対し、いかなる責任を負うものではありません。また、本プレゼンテーション及び本資料の本来の提供先でない第三者に対しては、いかなる責任も負うものではないことはもとより、かかる第三者からのいかなる問い合わせにも応じかねます。
- 本資料は、弊社が信頼に足ると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、弊社はその正確性、完全性及び信頼性を何ら保証するものではありません。
- 弊社は、お客様に対し、法律、税務、あるいは会計上の助言を供するものではなく、本プレゼンテーションを通じて本資料に関する法律、税務あるいは会計上の十分性、適切性、有効、妥当性についていかなる見解を示すものでもありません。